

## 令和7年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和7年1月10日（金）午後2時00分

我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

9名

### 3. 出 席 委 員

2番 大 井 栄 一

3番 中 野 栄

4番 三 須 清 一

5番 宮久保 勝

6番 森 茂

7番 川 村 泉 治

8番 根 本 博

9番 大 炊 三枝子

10番 田 口 忠

### 4. 欠 席 委 員

1番 正 木 善 昭

### 5. 出席事務局職員

局 長 大 井 一 郎

次長補佐 鈴 木 光 一

主 任 片 桐 圭 悟

主 査 富 塚 隆 則

## 6. 会議に付した議案等

### 審議事項

議案第 1 号 農地法第 3 条について

議案第 2 号 農地法第 5 条について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）

議案第 5 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 6 号 農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について

### 報告事項

報告第 1 号 農地法第 4 条（届出）について

報告第 2 号 農地法第 5 条（届出）について

報告第 3 号 非農地判断について

報告第 4 号 農地法第 18 条（通知）について

報告第 5 号 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

報告第 6 号 農用地利用集積計画に基づく利用権の変更について

報告第 7 号 農地パトロールの結果について

報告第 8 号 生産緑地のあっせんについて

**三須清一会長** ただいまから令和7年第1回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、委員9名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により、会議は成立しております。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。

会議規則第18条第2項の規定により、

5番 宮久保 勝委員

6番 森 茂委員にお願いいたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の片桐主任を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号までの合計6議案についてです。

議案第1号「農地法第3条について」1件、議案第2号「農地法第5条について」3件、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」52件、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（機構、受け手関契約）2件、議案第5号「農用地利用集積計画（案）の決定について」再設定1件、議案第6号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について1件です。

以上で議案についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**三須清一会長** 以上で、議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条について」審議したいと思います。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和 7 年 1 月 10 日、我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料も 1 ページからとなります。

申請地は、〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 1,013 平方メートルの所有権を移転するものです。

所在地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北東側約 900 メートルに位置しています。

位置図は、議案書の 4 ページをご覧ください。

受人は〇〇〇〇〇〇の方で、渡人は〇〇〇〇〇の方です。

自宅から近く自家消費として耕作ができるため、所有権を移転するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて川村第 1 調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第 1 号について、調査結果を報告いたします。

第 1 調査会で受人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

受人の経営耕地はありません。

農業従事日数は、今回取得する耕地で本人が年間 200 日です。

発動式刈払機等を揃えています。

常時従事要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第1号「農地法第3条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法第5条について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条について」次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

提出日 令和7年1月10日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をいたします。

議案資料は6ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑4筆、合計面積は1,448平方メートルの所有権の移転をするものです。

太陽光発電施設の設置になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の東側約800メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の7ページをご覧ください。

受人は株式会社ハウスプロデュースで、渡人は〇〇〇の方です。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

計画する太陽光発電施設は、パネル板168枚、パワーコンディショナー10台を設置し、98.28キロワットを発電するものです。

土地造成については、ほぼ現状のままで利用できる状態のため、切土や盛土は行いません。雨水は敷地内に自然浸透させ、設備周囲はフェンスで囲います。

隣接農地に対しては、土留め等により雨水、土砂が流出しないよう留意します。

また、周辺土地所有者及び隣接農地所有者へ事業計画及び影響防止策を説明しましたが、質問等はありませんでした。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で全額自己資金で賄う計画で、金融機関の預金残高証明書で確認しています。

また、小売店業者「株式会社エコパワー」への売電は30年固定でキロワット当たり税込〇円です。

電力会社への申し込みは済んでおり、経済産業省への登録も完了しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告いたします。

第1調査会で双方の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、設置が容易であり、埋め立ても必要ないことから太陽光発電事業用地として適しています。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 1 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号整理番号 2 番「農地法第 5 条について」審議したいと思います。  
事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案資料は 38 ページからとなります。

整理番号 2 番の申請地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑 2 筆、合計面積は 547 平方メートルの所有権の移転をするものです。

転用目的は、車両及び資材置場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇の南西側約 100 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 42 ページをご覧ください。

受人は株式会社坂本電気で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接していることから埋め立ても必要ないため、資材置場として適しています。

土地造成については、砂利敷き厚さ 10 センチで、切り土や盛り土は行いません。

雨水は敷地内に自然浸透させます。

隣接地に農地はありません。

事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で双方の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地はないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号整理番号2番の「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 2 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号整理番号 3 番「農地法第 5 条について」審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

**事務局** 議案資料は 55 ページからとなります。

整理番号 3 番の申請地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目畑 1 筆、面積は 2,830 平方メートルの所有権の移転をするものです。

転用目的は、賃貸駐車場になります。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の東側約 100 メートルに位置しています。

位置図は、議案資料の 56 ページをご覧ください。

受人は有限会社ユー・ハウスで、渡人は〇〇〇の方です。

当該地は、障害物もなく平坦地で道路に接していることから埋め立ての必要がないため、駐車場に適しています。

計画理由は、近隣にある〇〇〇〇〇〇〇〇〇や地域住民の方からの要望が多々あることから計画しました。

計画では、普通車 61 台、通路幅員 8m、出入口 2 ヶ所で東側に緑地帯を設けます。

外側にネットフェンスを設け、場内は碎石敷きとし区画はトラロープ明示とします。雨水は敷地内に自然浸透させるので、隣接地の農地に土砂等の流出の影響はありません。隣接する農地所有者には事業計画を説明しています。

また、資力については、事業に係る経費は土地代を含めて〇円で、全額自己資金で賄う計画で、金融機関の残高証明書で確認しています。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第2号整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で双方の代理人立会いの下、現地調査を行い審議しました。

現地調査では、平坦地で盛り土、切土もなく、雨水は敷地内浸透処理し、隣接する農地には影響ないことを確認しました。

当該地についての現地調査での立地基準は、申請地からおおむね300m以内に〇〇〇〇〇〇〇の出入口があることから、農地区分は第3種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第2号整理番号3番「農地法第5条について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号整理番号 3 番については原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」審議します。

なお、整理番号 9 番及び 37 番から 51 番については、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」次のとおり促進計画案について審議を求める。

提出日 令和 7 年 1 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料 66 ページからとなります。

農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）は、52 件です。

整理番号 1 番から 52 番の転貸人はすべて公益社団法人千葉県園芸協会のため、説明を省かせていただきます。

整理番号 1 番、賃貸借権を再設定する農地は、○○○地先の地目畑 1 筆、面積は 2,972 平方メートルです。

受人は○○○○○○○○○○の農業者で、渡人は○○の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積で○円です。

整理番号 2 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 2,545 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 3 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,919 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 4 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,045 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 5 番、賃貸借権を新規設定する農地は〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 4,926 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 6 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 9,393 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 7 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,259 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 8 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,471 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 9 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 4 筆、合計面積は 10,820 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 10 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,068 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 11 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,991 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 12 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,795 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 13 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 2,044 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 14 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,926 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 15 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,068 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 16 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 3,068 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 17 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 2,976 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 18 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 2,973 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 19 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,863 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 20 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 3,784 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 21 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 4,099 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 22 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 4 筆、合計面積は 12,183 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 23 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,564 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 24 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 1,204 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 25 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 387 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 6 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 26 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、畑 1 筆、〇〇字〇〇地先の畑 5 筆、合計面積は 4,268 平方メートルです。

受人は特定非営利活動法人手賀沼トラストで、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たり〇円です。

整理番号 27 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇先の地目畑 5 筆、面積は 3,946 平方メートルです。

受人は帝人ソレイユ株式会社で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 28 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 3 筆、合計面積は 1,869 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 29 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 3,282 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 30 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,796 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 31 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,833 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は全面積で〇円です。

整理番号 32 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、  
合計面積は 5,006 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 33 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆  
、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 2,276 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 34 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の田 1 筆、面  
積は 924 平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 35 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、  
面積は 19 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg 相当額です。

整理番号 36 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、  
〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 5 筆、合計面積は  
14,392 平方メートルです。

受人は〇〇〇の農業者で、渡人も〇〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg 相当額です。

整理番号 37 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇  
〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 3,765 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg 相当額です。

整理番号 38 番、賃貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 5,495 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 39 番、使用貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 7,126 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は無償です。

整理番号 40 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 4,668 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 41 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 15,926 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 42 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 6,788 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 43 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 4,080 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 44 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,499 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 45 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 1,503 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 46 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 4,235 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 47 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 920 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 48 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 5 筆、合計面積は 3,610.71 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 49 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇地先の地目田 2 筆、合計面積は 6,297 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 50 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 2,149 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 51 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇字〇〇〇先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇地先の地目田 1 筆、〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、合計面積は 11,018 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇の方です。

借受期間は 10 年間、借賃は全面積でコシヒカリー等米〇kg です。

整理番号 52 番、賃貸借権を新規設定する農地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田 1 筆、面積は 2,198 平方メートルです。

受人は〇〇〇〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇の方です。

借受期間は 5 年間、借賃は 10 アール当たり〇円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて川村第 1 調査会長から議案第 3 号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第 3 号について、調査結果を報告します。

整理番号 1 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 2.37 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 300 日です。

トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号 2 番から 5 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 42.16 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 6 番から 8 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 5.83 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 310 日で、妻が 180 日で、子及び子の夫が 310 日で、父が 100 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 9 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 46.84 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 280 日で、妻が 300 日で、子が 280 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 10 番から 25 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 9.01 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 200 日、妻も 200 日、子が 200 日と 50 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 26 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 2.54 ヘクタールで、農業従事日数は、理事が 3 人で年間 90 日ずつです。

管理機、草刈機、田植機を揃えています。

整理番号 27 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 2.07 ヘクタールで、農業従事日数は、スタッフ 23 人の年間平均日数は約 197 日です。

トラクター、乾燥機、管理機等を揃えています。

整理番号 28 番、29 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 2.75 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日で、妻が 150 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 30 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 21.89 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 280 日で、母が 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 31 番の受人の経営耕地面積は、借受地のみ約 2.37 ヘクタールで、農業従事日数は本人が年間 300 日です。

トラクター、耕運機を揃えています。

整理番号 32 番から 34 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 42.16 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 250 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 35 番、36 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 6.04 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 350 日で、母が 150 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 37 番から 51 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 46.84 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 280 日で、妻が 300 日で、子が 280 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

整理番号 52 番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 4.61 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 300 日で、妻が 300 日で、父と母が 280 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項 2 号、3 号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより、議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について」質疑に入ります。

整理番号 1 番から 8 番・10 番から 36 番及び 52 番についてご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について整理番号 1 番から 8 番・10 番から 36 番及び 52 番について「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号 1 番から 8 番・10 番から 36 番及び 52 番について原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に整理番号 9 番及び 37 番から 51 番について質疑に入ります。

なお、○委員が関係者となっております。

先ほど申しましたとおり、○委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

（○委員退室）

整理番号 9 番及び 37 番から 51 番について、ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。農用地利用集積等促進計画の公告（一括契約）について整理番号 9 番及び 37 番から 51 番について、「意見なし」とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、整理番号 9 番及び 37 番から 51 番について、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

○委員を入室させてください。

（○委員入室）

次に、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 31 ページをお開きください。

議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」次のとおり、促進計画案について審議を求める。

提出日 令和 7 年 1 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は 67 ページになります。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）は、再設定が2件です。

整理番号1番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田3筆、合計面積は6,766平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和15年1月31日までで、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

整理番号2番、賃貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の田1筆、面積は2,587平方メートルです。

受人は株式会社飯塚農場で、渡人は公益社団法人千葉県園芸協会です。

借受期間は許可の公告日から令和13年5月31日までで、借賃は10アール当たりコシヒカリ一等米〇kgです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第1調査会長から議案第4号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第4号について、調査結果を報告します。

整理番号1番、整理番号2番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約42.16ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間250日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、受人の経営農地の効率的な利用及び常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項2号、3号の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって「意見なし」との判断に至りました。以上です。

**三須清一会長** これより、議案第 4 号「農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。

農用地利用集積等促進計画の公告（機構・受け手間契約）について「意見なし」とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、原案どおり「意見なし」とすることとしました。

次に、議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 32 ページをお開きください。

議案第 5 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和 4 年法律第 56 号」附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和 7 年 1 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は 78 ページとなります。

農用地利用集積計画（案）の申請件数は、再設定が１件です。

整理番号１番の賃貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇地先の畑２筆、合計面積は４,５９３平方メートルです。

転貸人は公益社団法人千葉県園芸協会で、受人は〇〇の農業者で、渡人も〇〇の方です。

借受期間は５年間、借賃は全面積で〇円です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第１調査会長から議案第５号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第５号について、調査結果を報告します。

整理番号１番の受人の経営耕地面積は、借受地を含め約０.１３ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間３５０日、妻も３５０日です。

トラクター、噴霧器等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第１調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和４年法律第５６号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条の第３項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

**三須清一会長** これより、議案第５号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは採決します。決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 5 号は原案どおり決定することとしました。

次に、議案第 6 号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」 審議します。

なお、○委員が関係者となっております。

○委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき議事参与の制限があります。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の 33 ページをお開きください。

議案第 6 号「農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の決定について」次のとおり、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和 4 年法律第 56 号」附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議を求める。

提出日 令和 7 年 1 月 10 日 我孫子市農業委員会会長三須清一

それでは議案の説明をします。議案資料は 69 ページとなります。

農用地利用集積計画（所有権移転）（案）の申請件数は、1 件です。

所有権を移転する農地は、〇〇字〇〇〇地先の田 3 筆、〇〇字〇〇〇〇地先の田 1

筆、〇〇〇地先の田 1 筆、〇〇〇地先の田 1 筆、合計面積 13,564 平方メートルです。

受人は〇〇の農業者で、渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、川村第 1 調査会長から議案第 6 号の調査結果についての報告をお願いします。

**川村泉治調査会長** 議案第 6 号について、調査結果を報告します。

受人の経営耕地面積は、借受地を含め約 46.84 ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間 280 日で、父も 280 日で、母が 300 日です。

トラクター、田植機、コンバイン等を揃えています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では、受人の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律「令和 4 年法律第 56 号」による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条の第 3 項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。以上です。

**三須清一会長** これより、議案第 6 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

なお、〇委員が関係者となっています。

先ほども申しましたとおり、〇委員は、農業委員会会議規則第 14 条に基づき、議事参与の制限がありますので、退出していただきます。

（〇委員退室）

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。それでは採決します。

決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、原案どおり決定することとしました。

○委員を入室させてください。

(○委員入室)

続いて報告事項に移ります。

事務局報告をお願いします。

**事務局** それでは報告いたします。

報告は第1号から第6号までの6件です。

報告第1号は、「農地法第4条の規定による届出に対する専決処分について」で、2件受理しました。

届出事由は住宅が1件、集合住宅が1件です。

報告第2号は、「農地法第5条の規定による届出に対する専決処分について」で、6

件受理しました。

届出事由は、住宅が2件、宅地が2件、店舗が1件、道路が1件です。

報告第3号は、非農地判断「農地法の規定による許可を要しない土地の判定について」で、1件判定しました。

事由は山林化です。

なお、現地の状況等・詳細については、報告第3号資料をご確認ください。

報告第4号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、6件受理しました。

通知の事由は、耕作者の変更が5件、農業経営規模の縮小が1件です。

報告第5号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、1件受理しました。

届出事由は相続です。

報告第6号は、「農用地利用集積計画に基づく利用権の変更について」で、2件通知ありました。

通知事由は、賃料の変更で令和5年第10回総会案件分と令和6年第3回総会案件分です。

報告第7号は、「農地パトロールの結果について」です。

令和6年7月に行った農地パトロール結果について、片桐主任から報告します。

お願いします。

**片桐圭悟主任** 議案書の44ページをお開きください。

令和6年7月に行った農地パトロールの結果についてご報告いたします。

ご覧の通り新規に発見された遊休農地については、第1地区が1件、第3地区については筆数でいうと6筆ございました。

第2地区については新規発見された遊休農地はございませんでした。

今後利用意向調査等を行っていく予定となっております。

以上です。

**事務局** 報告第8号は、「生産緑地のあっせんについて」で、2件受理しました。

整理番号1番から3番は、令和6年10月総会において生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の申請があり、証明相当となりました〇〇字〇〇〇△△△番△、△△△番△及び△△△△番△の計3筆、合計面積は3,156平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇〇さんの生産緑地について市へ買取りの申し出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第8号「整理番号1番・2番・3番」のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。

案内図は、資料の裏面になります。

整理番号4番は、生産緑地の指定後30年が経過し、特定生産緑地を希望しなかった農地の買取りの申出になります。

申出地は、〇〇字〇〇△△△番△、面積は2,333平方メートルで、所有者は〇〇の〇〇〇〇〇さんの生産緑地について市への買取りの申出があり、我孫子市長より市内農業従事者へ、取得のあっせんについて依頼がありました。

申出地の概要は、資料、報告第8号「整理番号4番」のとおりで、買取りの希望価格は全面積で〇円です。

案内図は、資料の裏面になります。

買取価格については買取希望者が出てきた場合に改めて不動産鑑定をし、買取価格を設定することとなります。

お知り合いの農業者の方にあっせんしていただき、買取を希望する農業者がいまし

たら 2 月 14 日の金曜日までに事務局までご連絡ください。

よろしくお願いいたします。以上です。

**三須清一会長** 報告第 1 号から 8 号について、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。

ございませんか。

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和 7 年第 1 回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。